

長崎市

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、保育所等に通っていないお子さんを対象に保護者の就労要件を問わず保育所等に通園できる制度です。

保育所等を利用していないこどもを含め、すべてのこどもの育ちを応援しすべての子育て家庭を支援します。

対 象

保育所等に通っていない 0歳6か月～満3歳未満

実施施設

「長崎市ホームページ」でご確認ください

※ <https://www.city.nagasaki.lg.jp/site/e-kao/52794.html>



利用時間

こども1人あたり 月10時間（上限）

利用料

1時間 300円（標準）

※ 施設により、おやつ代や保険料等について、別途負担あり

利用申請

「こども誰でも通園制度ホームページ」より申請

※ <https://www.daretsu.cfa.go.jp/>



利用の流れ

① 利用申請 ⇒ ② 事前面談 ⇒ ③ 利用



お問い合わせ

長崎市 こども部 幼児課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

T E L : 095 - 829 - 1142

E-mail : yoji@city.nagasaki.lg.jp